

# 窓口で支払う一部負担金が変わります

平成14年9月30日まで

## ●外来

かかった費用の1割を負担

1か月に3、200円

(大病院では1か月に5、300円)まで負担

定額制の診療所では1日850円を負担

(1か月に4回まで)

平成14年10月1日から

●かかった費用の1割を負担

●一定以上の所得がある方は

2割を負担

(所得区分については保健課 保険係  
までお問い合わせ下さい。)

外来の月額上限制、診療所の定額負担選択制は廃止されます。



平成14年9月30日まで

## ●入院

かかった費用の1割を負担

1か月に37、200円まで負担

(住民税非課税世帯等は1か月に24、600円、

住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方は

1か月に15、000円)

平成14年10月1日から

●かかった費用の1割を負担

●一定以上の所得がある方は

2割を負担

医療費の自己負担が重くなりすぎないように配慮されています。

1か月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。同じ世帯に老人保健でお医者さんにかかっている方が複数いる場合は、合算することができます。

